

地銀協引受緩和団体信制度

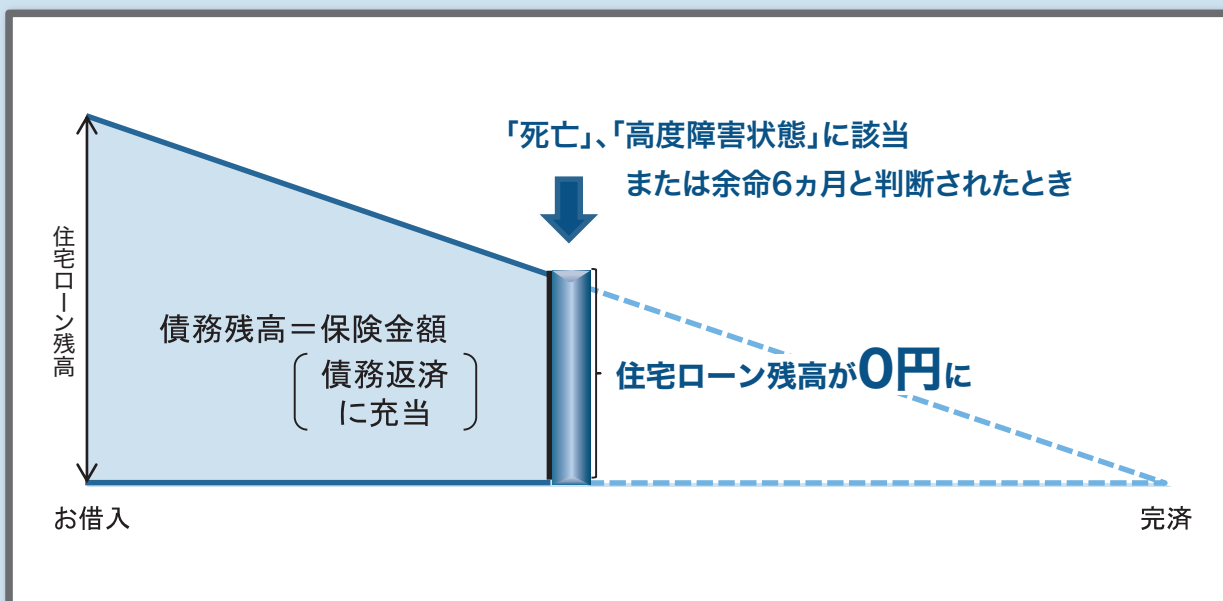
引受条件緩和・割増保険料適用特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険

所定の事由により、
地銀協住宅ローン団体信制度にご加入できない方を対象とする
引受条件を緩和した団体信用生命保険です。

地銀協住宅ローン団体信制度の告知書を使用いたしますので、新たに告知書をご提出いただく必要はございません。

死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、
または余命が6ヵ月以内と判断されるとき

住宅ローン残高が **0円**



ご加入手続について

融資が実行される日(債務引受の場合は債務引受日)までに「加入査定意向確認・申込書」をご提出のうえ、加入諾否をご確認ください。

この保険への加入申込みの前にご提出いただいた「地銀協住宅ローンリビング・ニーズ特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」の告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。

一般社団法人全国地方銀行協会 引受緩和団信制度の概要

保険名称	引受条件緩和・割増保険料適用特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
この保険の特徴	この保険は、一般社団法人全国地方銀行協会を保険契約者、会員銀行（以下、「銀行」といいます）を保険金受取人とし、銀行から住宅ローン等の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中に記載のお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金を保険金受取人である銀行に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。 なお、この保険への加入申込みの前にお申込みをされた地銀協住宅ローンリビング・ニーズ特約付団体信用生命保険の加入査定と比べ、引受条件が緩和されます。また、保険料は銀行が負担しますが、通常のローン金利よりも割高の金利が適用される場合があります。
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。 加入申込者一人あたりの保険金限度額は、他の会員銀行からの借り入れも含めて、「地銀協住宅ローン団信制度」、「地銀協がん団信制度」、「地銀協3大疾病団信制度」、「地銀協ライフサポート団信制度」、「地銀協ダブルサポート団信制度」、「地銀協引受緩和団信制度」および「地銀協事業者向団信制度」を通算して3億円、かつ「地銀協ライフサポート団信制度」は他の会員銀行からの借り入れも含めて通算して2億円となります。限度額を超える保険金についてはお支払いいたしません。
保険金が支払われない場合	(1)保障開始日（※1）から1年以内に自殺されたとき （※1）保障開始日は、融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。 (2)被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (3)保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき (4)戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき（その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。） (5)告知義務違反による解除 「地銀協住宅ローンリビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 申込書兼告知書」でおたずねしたことに対し、故意または重大な過失によって、「地銀協住宅ローンリビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 申込書兼告知書」で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。 (6)詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合。 (7)重大事由による解除の場合 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合。 (8)保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
保障開始日	融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または事務幹事会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
この契約からの脱退事由	・融資を受けた銀行の賦払債務者でなくなったとき ・保険金のお支払事由に該当されたとき ・融資について期限の利益を失ったとき ・所定の年齢に達したとき

＜ご注意＞この「一般社団法人全国地方銀行協会 引受緩和団信制度の概要」は、住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「引受条件緩和・割増保険料適用特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険重要事項に関するご説明」、および「個人情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。